

# 第1章

## 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 ..... 2
- 2 計画の在り方の見直し ..... 3
- 3 計画の構成と期間 ..... 4



# 1 計画策定の趣旨

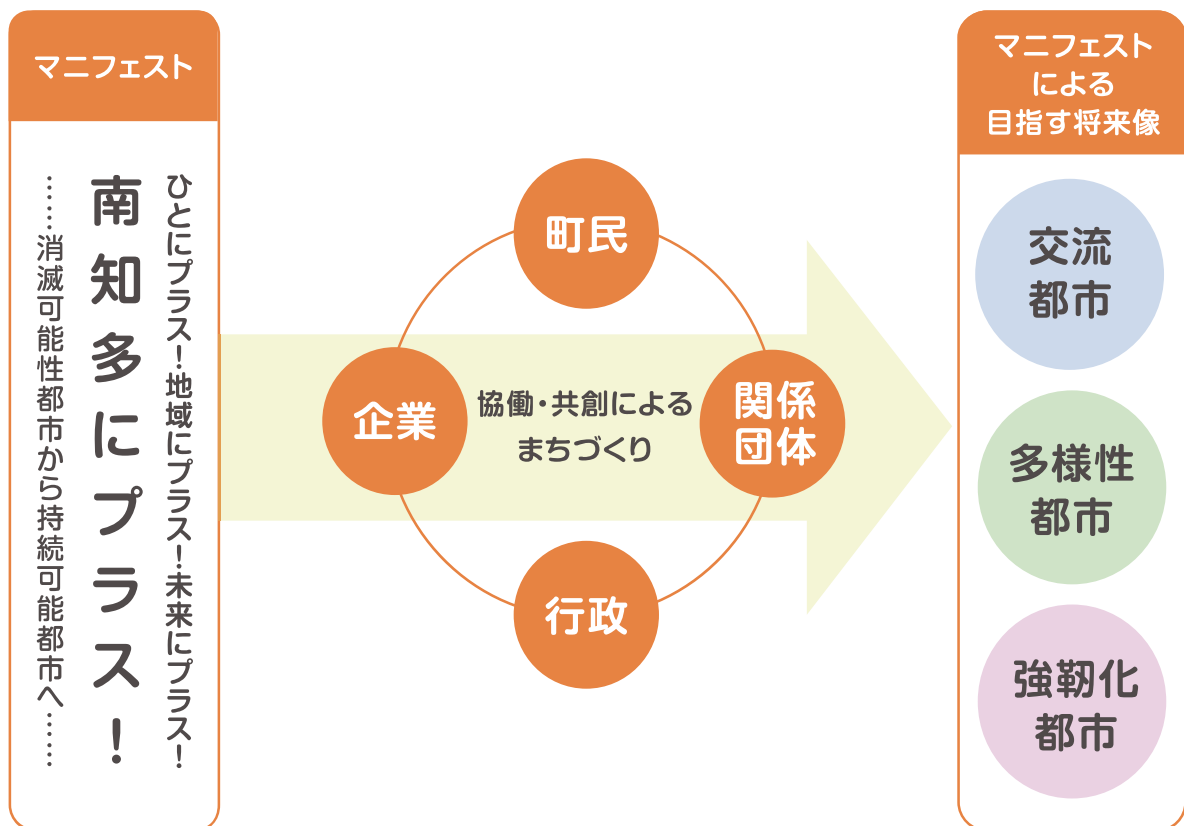
## (1) 計画策定に向けて

地方自治法の一部改正(平成23年5月2日公布)により、国の地域主権改革のもと、市町村の基本構想の策定義務付けに関する規定が削除されましたが、本町では、地域の特色を生かした独自性のあるまちづくりの**最上位計画**として、今後も引き続き総合計画を位置づけていくため、総合計画策定に関する根拠条例を新たに整備し、第7次総合計画を策定することとしました。

## (2) 総合計画の意義

総合計画は、まちづくりの指針となるもので、町長マニフェストを実行に移していくために本町が実施する施策や事業の計画です。

さらに、総合計画は行政のみならず、町民、企業、関係団体、その他多くの人々の協働・共創によるまちづくりの実現を目指すための**総合的な戦略**として活用していくものでもあります。



## 2 計画の在り方の見直し

### (1) これまでの取り組みと課題

本町ではこれまで、将来の本町の進むべき方向性を明らかにし、まちづくりの指針とするため、6次にわたり総合計画を策定し、その実行に取り組んできました。

しかし、実際の事務の執行にあたり計画が形骸化しており実効性に乏しいとの指摘もされるなど、様々な課題が生じてきています。

また、平成23年の地方自治法改正で、総合計画の基本構想の策定義務などが廃止されたことで、地方自治体の自主性と創意工夫による、地域の特色を生かした独自性のある取り組みが求められるようになっていきます。

そこで、第7次総合計画の策定にあたっては、これまでの課題や本町を取り巻く現状を踏まえ、総合計画の在り方を見直すこととしました。

### (2) 改善に向けた見直し

総合計画や個別計画（政策分野別の計画）などにおける課題とその改善の方向性を以下のとおり整理し、まちづくりの指針として分かりやすく実効性のある総合計画を目指します。

#### 課 題

- 政策分野別の個別計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略など、多数の計画が存在しているため、複雑で効率的でない。
- 事業評価や予算・決算との連動が十分でないため、総合計画の実行や進捗管理、見直しが行いにくい。
- 総花的で、政策や事業の優先順位が明確でないため、人口の減少や財政の制約に対応した取捨選択が行いにくい。
- 文章量が多いため分かりにくく、町民に十分に理解、共有されていない。

#### 改善の方向性

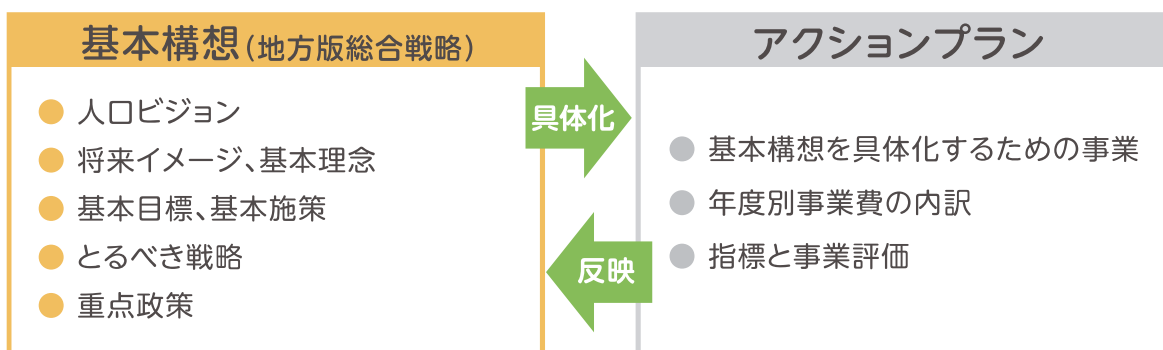
- 総合計画と各計画等との関係を整理、または一体化させることで、効率的な計画にする。
- 事業評価や予算、決算と連動させることで、実効的な計画にする。
- 政策の優先順位を明確にし、戦略的な計画にする。
- 簡潔な内容とすることで、わかりやすい計画にする。

**わかりやすく、実効性のあるつかう総合計画を目指す**

### 3 計画の構成と期間

#### (1) 第7次総合計画の構成

第7次総合計画は、本町の目指すべき将来像などを示す「基本構想」と、それを具体化するための「アクションプラン」の2層で構成されています。また、「基本構想」は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付けることとします。「アクションプラン」は、進捗を毎年度評価し、基本構想の改訂に反映していきます。



#### (2) 第6次総合計画からの変更点

- 簡潔で分かりやすくするため、3部構成から**2部構成**に変更しました。
- 町長マニフェストとの整合を図るため、計画期間を11年から**12年**に変更しました。  
第7次総合計画の計画期間は令和3年度から令和14年度までとします。
- 社会情勢の変化に柔軟に対応するため、総合計画の見直し期間を、5年ごとから**4年ごと**に変更しました。

